

最大10%もの引き下げ

家族構成	H25年7月	H27年(予想)	減額分	減額率
病気療養中の息子さんと くらす菊地さん(東区) 50才・22才	12.1万円	11.1万円	△1.0万円	△ 8.3%
難病のお子さんと夫婦で くらす榎谷さん(北区) 54才・56才・33才	16.2万円	14.6万円	△1.6万円	△ 9.9%
2人のお子さんと母とく らす須藤さん(北区) 32才・3才・8才・66才	22.2万円	20.4万円	△1.8万円	△ 8.1%
妻と2人ぐらしの精神障 害者の伊藤さん(北区) 54才・53才	11.9万円	11.1万円	△0.8万円	△ 6.7%

(札幌市の場合)

8月1日から、生活保護基準が引き下げられます。表の様に4家族の生活扶助基準を計算してみました。最大約10%・1万6千円の引き下げになります。

当の榎谷さんは、「今年の冬はどうしよう…」と心配しています。

ほとんどの国民のくらしに影響及ぶ

生活保護基準は、様々な制度の“目安”になっています。個人住民税が非課税となる基準、就学援助、国民年金保険料の免除、保育料の免除など、多くの社会保障・福祉制度に影響します。また、最低賃金や年金制度にも関係しています。生活保護の切り下げに合わせて、これらの基準も引き下げられる予定です。国民のくらしの土台が切り下げられることとなります。

政府が、多くの国民の生存権をあやうくしていいのでしょうか？生活保護基準の切り下げは中止しかありません。

母子加算復活裁判の元原告です。今回は生活保護制度の全体が下がると聞いてビックリしています。我が家だと月に約1万円減ります。どうやって生活していこうか…、そればかり考えています。ただ、息子と笑って暮らしたいだけです。



菊地蘭美さん(50才)

中止しかない！生活保護の切り下げ

生活保護制度を良くする会

住所 札幌市西区八軒8条東5-4-18
電話 011-736-1722
メール doseiren@joy.ocn.ne.jp

◎共同代表・大橋晃(道社保協会会長・医師)、木下武徳(北星大学准教授)、肘井博行(SOS社北海道代表・弁護士)